

## **[事案 27-276] 配当金支払請求**

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人より積立配当金は確定額であるとの説明を受けたとして、説明どおりの積立配当金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成元年 12 月に契約した養老保険について、募集人から満期時に受取ることができる積立配当金が確定額であるとの説明を受けて契約したため、説明された積立配当金額を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

設計書に記載された積立配当金は確定した金額ではないので、募集人が確定額であると説明することはないたため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、説明されたとおりの積立配当金額の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。